# 「アプリ積金」

令和７年４月 23 日現在

| | |
|---|---|
| 1．商品名（愛称） | ・スーパー積金（「アプリ積金」） |
| 2．販売対象 | 個人・「静清信用金庫公式アプリ せいしん」の契約者（普通預金口座保有者） |
| 3．期間 | ・6ヵ月・1年・2年・3年 |
| 4．預入<br>(1) 払込方法<br>(2) 払込金額<br>(3) 払込単位 | <br>・指定支払口座から毎月定期的に一定の掛金を払い込みいただきます<br>・1,000 円以上<br>・100 円単位 |
| 5．媒体 | 通帳・証書の発行は致しません |
| 6．支払方法 | 【満期解約】<br>・給付契約金(税引後)を満期日以降に一括して指定口座へ入金する方法で支払います（いずれも定期積金契約店舗の本人名義口座のみ）<br>・指定口座の変更はできません<br><br>【中途解約】<br>・原則、中途解約はできません<br>・やむを得ず中途解約を希望する場合、掛込未了のまま満期日を経過した場合は、窓口にて払戻し手続きをご案内いたします |
| 7．利息<br>(1)適用金利<br><br>(2)給付補填金の支払方法<br>(3)計算方法 | <br>・固定金利/スーパー積金(3 年未満、3 年以上)の当金庫ホームページ表示金利＋0.10％<br>・お預入れ時の約定年利回りを満期日まで適用します<br>・給付補填金は満期日以後に一括して支払います<br>・給付補填金は付利単位を１円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します |
| 8．税金 | ・令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる給付補填金には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります（尚、マル優は利用できません） |
| 9．中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います<br>①初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合<br>解約日の普通預金利率<br>②初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合<br>約定年利回り×60％（但し、解約日における普通預金利率が下限となります） |
| 10．金利情報の入手方法 | 金利(年利回り)は当金庫ホームページにてご確認いただくか、窓口へご照会ください |
| 11．苦情処理措置・紛争解決措置 | 苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9 時～17 時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください<br>紛争解決措置　静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です |



静清信用金庫

| | |
|---|---|
| 12. その他参考となる事項 | ・払い込みが遅延した場合には、約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます(満期日の繰り延べは行いません)<br>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します<br>・中途解約、もしくは自動解約不能理由※が発生した場合は、ご来店のうえ、顔写真付き本人確認資料の提示、キャッシュカードまたは普通預金口座の通帳の提示、せいしんアプリ画面の表示により本人確認をさせていただくとともに、預金払戻請求書（解約用）に氏名・住所・電話番号・生年月日をご記入いただき、解約手続きを行います。なお、解約金は原則ご契約者本人名義の指定口座へ入金します<br>※定期積金の払込未了、振替指定口座解約済等<br>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます） |



静清信用金庫